

# 指定管理者評価シート(1次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働室 健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課
評価対象期間	平成27年4月1日～28年3月31日

## 1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p>	
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日	

## 2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	A
	A
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	A
	A
事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。	A
	A
施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。	A
	A
<p>〔所見〕</p> <p>(1) 施設の設置目的である事業運営の達成 (コミセン) 登録グループを中心に、地域活動の拠点として活発に利用されている。登録手続きについて、印刷物による周知を図るなど、工夫されていることは評価できる。</p> <p>(憩いの家) 部屋別利用状況も実習工作室以外は高い水準を維持しており、高齢者の心身の健康増進を図るための施設として有効利用されている。登録手続きも大きなトラブルなく適切に行われた。</p>	
<p>〔改善項目〕</p> <p>(コミセン) 利用者も高齢化しており、今後とも丁寧な対応を行っていただきたい。</p> <p>(憩いの家) 特になし。</p>	
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	A
施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。	A
<p>〔所見〕</p> <p>(コミセン) 当館は、多田東コミュニティ協議会の活動拠点として、有効に活用されている。コミュニティセンターの性質上、個人教室のような営利目的の使用はできないため、毎年度のグループ登録の際には、施設の目的に沿って判断する必要がある。</p> <p>(憩いの家) 平成27年度は登録グループが増え(H26:20グループ H27:23グループ)、地域のコミュニティや福祉活動の拠点として有効に利用されている。但し、登録会員数は減少(H26:293人 H27:275人)しておりグループが小規模化していることがうかがえる。</p>	
<p>〔改善項目〕</p> <p>(コミセン) 今後も引き続き、登録グループの利用目的等の精査に取り組んでいただきたい。</p> <p>(憩いの家) 登録会員数増加のため、引き続き広報活動等を行っていただきたい。</p>	

(3) 利用者の満足度	A
	A
利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。	A
	A
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。	A
	A
利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。	A
	A
その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。	A
	B
<p><b>[所見]</b>  (コミセン)  アンケートでは、職員の対応が良いという利用者意見も多く、利用者の満足度が高い。</p> <p>(憩いの家)  利用者から目立った苦情はなく、細かな要望は窓口で聞き取り、その都度適切に対応している。アンケート結果についても、ほぼ全ての項目で「満足」の回答比率が一番高い。</p>	
<p><b>[改善項目]</b>  (コミセン)  特になし。</p> <p>(憩いの家)  現在のサービスで満足度は高いようだが、より向上できるよう取組みを行っていただきたい。</p>	

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
<b>2 効率性の向上に関する取組み【効率性】</b>	A
(1) 経費の節減	A
施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。	A
管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。	A
<p><b>[所見]</b>  (コミセン)  日頃から、経費削減に十分に取り組み、限られた予算で管理運営を行っている。またその都度、指定管理者の判断で、小規模な修繕等を行い、老朽化している会館の維持管理に努めていることが評価できる。</p> <p>(憩いの家)  節電等に留意し、光熱水費が平成26年度より減っている。常に経費削減を意識し、修繕は可能な限り自己修理で対応したり、保守点検の委託業者を見直す等、工夫されている。</p>	
<p><b>[改善項目]</b>  (共通)  特になし。</p>	

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み〔適正性〕	A
(1) 管理運営の実施状況	A
施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。	A
業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。	B
施設の維持管理が適切に行われたか。	A
指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。	B
<p>〔所見〕</p> <p>(コミセン) 職員は常時2人体制をとり、利用者に対して細かな点まで配慮されている。アンケートで、「利用申込のしやすさ」「職員の対応」ともに平成26年度の数値を上回っており、指定管理者により十分な指導がなされていることが功をなしている。</p> <p>(憩いの家) 年1回のグループ説明会や申請時に会館と市から利用者に対して利用の説明をして、管理の適正化、公正化の確保を図る仕組みを作り適正な管理に取り組んでいる。</p>	
<p>〔改善項目〕</p> <p>(共通) 特になし。</p>	
(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など	A
	A
施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。	A
施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。	A
日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。	A
防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。	A
事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。	A
<p>〔所見〕</p> <p>(コミセン) 避難訓練を年2回実施するなど、万が一の場合に備えた取組みがなされている。地域の重要な活動拠点として、掲示板を有効に活用し登録グループの活動を周知するなど、積極的な広報活動が行われている。土日休日、夜間の無人での貸館に対応するため、緊急連絡先(指定管理者、管理人)を表示するなど様々な工夫がなされている。LED照明器具の一部に不良箇所があったものの適切に対処された(大きな事故等なし)ことから、日頃からの準備体制が万全であることがうかがえる。</p> <p>(憩いの家) 高齢者対象の催しがあればチラシを設置したり、声を掛けたりして情報提供に努めている。平成28年度の土足化対応工事で玄関の段差等もなくなる予定で、安全性は高まっていくと考える。</p>	
<p>〔改善項目〕</p> <p>(共通) 特になし。</p>	

## 総 合 評 価

[ 所 見 ]	評価ランク	A
	評価ランク	A
<p>(コミセン) 平成28年度は、会館の土足化対応工事(老人福祉対応)が行われ、工事期間中は休館となり利用者数が減となるが、今後とも地域の重要な活動拠点として活用されることを期待する。</p> <p>(憩いの家) 利用者人数は8015人から8209人に増加しており、高齢者の活動の場として有効に利用されている。指定管理者は日々利用者の声を聴き、公平性を保ちつつ、適切に維持管理している。</p>		
[ 改 善 項 目 ]		
<p>(コミセン) 特になし。</p> <p>(憩いの家) 利用者の高齢化等から利用者が減少していく可能性があるため、新規利用者の獲得が望まれる。</p>		